

弁済業務保証金分担金納付の手順（新規納付の場合）

〒100-0013 東京都千代田区霞が関3-3-3 全日通霞が関ビル3F
一般社団法人 日本旅行業協会
弁済業務担当
TEL : 03 (3592) 1265/FAX : 03 (3592) 1268

- ① 当協会が発行する「弁済業務保証金分担金納付書（兼請求書）」に基づき、指定された期日までに弁済業務保証金分担金を納付してください。

〔納付金額〕

- ・新規登録を受けた会社 → 登録申請書に添付した“事業の計画（3）”に記載した取引見込額に基づいて算定した額（裏面参照）
- ・すでに旅行業の登録のある会社 → “取引額報告書”に基づいて算定した額

〔納付場所〕

- ・指定口座へのお振り込みにより納付してください。

振込先は、みずほ銀行に開設した当協会の弁済業務保証金分担金専用口座となります。弁済業務保証金分担金納付書（兼請求書）に記載します。

（みずほ銀行 本・支店から所定の振込用紙で振り込む場合、振込手数料は無料です。）

- ※ 必ず、弁済業務保証金分担金の納付までに、当協会入会金及び会費のお支払いを完了してください。



- ② ご入金確認後、当協会から「弁済業務保証金分担金納付書（登録行政庁送付用）」及び「弁済業務保証金分担金納付書（会員控用）」をお送りいたします。

「弁済業務保証金分担金納付書（登録行政庁送付用）」は別紙「弁済業務保証金分担金の納付について」に添付して登録行政庁に届け出てください。

- ※ （旅行業の新規登録を受けた場合）上記手続きは新規登録の通知を受けた日から14日以内に必ず完了してください。

- ※ （すでに旅行業登録がある場合）上記手続きは弁済業務保証金分担金納付書ならびに会費請求書に記載された期限内に必ず完了してください。

以 上

記入例（旅行業登録前に入会申請書添付書類として提出する場合）

弁済第1号様式（協会控用）

受付年月日 受理番号 第 号

（新規納付の場合）弁済業務保証金分担金納付書（副本）

登録年月日記入不要

日付記入不要

登録番号記入不要

一般社団法人 日本旅行業協会
会長 殿
登録年月日 年 月 日
~~観光庁長官~~
東京都 知事 登録旅行業第2- 号
住 所 東京都港区虎ノ門赤坂5-5-6
社 名 赤坂霞が関トラベル株式会社
代表者名 茶 田 公 平

当社は、旅行業法、同法施行規則及び一般社団法人日本旅行業協会の弁済業務規約に基づき、下記の通り、弁済業務保証金分担金の納付を申請致します。

記

業務の範囲	取 引 額	今回納付する分担金	備 考
第2種 旅行業	25,000 万円	220 万円	

当協会では、貴社の上記の申請を受理いたしますので、下記により納付願います。

なお、下記の期限までに納付のない場合は、受理の効力を失うことを念のため申し添えておきます。

記

- 納付金額： 万円
- 納付期限：
- 振込先口座：

年 月 日

一般社団法人日本旅行業協会
会長

分担金収納確認欄

年 月 日

弁済業務管理役 印

（注）太線の枠内のみ記入してください。

弁済業務保証金分担金納付書の「取引額」欄の記入について

旅行業務に係る事業の計画（3）

旅行業務に係る事業の計画（3）

7. 取扱商品

区 分	取扱の有無	年間取引見込額（百万円）		目標収入額（千円）	備 考
		海外	国内		
自社募集型企画旅行	自社販売	有り	有り	〇〇〇〇 〇〇〇	〇〇〇
	他社販売	有り	有り	① 〇〇	〇〇 下記(1)参照
受注型企画旅行	有り	有り	〇〇〇 〇〇〇	〇〇〇	修学旅行取扱(有)無
手配旅行	有り	有り	〇〇〇 〇〇〇	〇〇〇	
所属する代理業者の取扱	有り	有り	〇〇 〇〇	〇〇	下記(2)参照
(計)		② 〇〇〇〇	〇〇〇	〇〇〇	
他社募集型企画旅行	有り	有り	〇〇〇 〇〇	〇〇〇	下記(3)参照
旅行素材卸販売等	有り	無し	〇〇	〇〇	
(合計)		〇〇〇〇	〇〇〇	〇〇〇	

弁済業務保証金分担金納付書【第1種旅行業の場合】

※

記			
業務の範囲	取 引 額	今回納付する分担金	備 考
第1種 旅行業	〇〇〇〇〇〇〇〇 〇〇〇〇〇〇〇 万円	〇〇〇〇〇〇 万円	上段・・・取引額 下段・・・海外取引 額合計額

取引額欄上段：②の枠内の合計額 取引額欄下段：①の枠内の合計額

今回納付する分担金：②の枠内の合計額に対応する弁済業務規約別表第1による金額と①の枠内の合計額に対応する同別表第2による金額の合算額

弁済業務保証金分担金納付書【第2種、第3種、地域限定旅行業の場合】

※

記			
業務の範囲	取 引 額	今回納付する分担金	備 考
第2種 旅行業	〇〇〇〇〇〇〇〇 万円	〇〇〇〇〇〇 万円	

又は 第3種 旅行業
又は 地域限定 旅行業

取引額欄：②の枠内の合計額

今回納付する分担金：②の枠内の合計額に対応する弁済業務規約別表第1による金額

記入例（既登録旅行業者が入会する場合）

弁済第1号様式（協会控用）

受付年月日

受理番号

第号

（新規納付の場合）弁済業務保証金分担金納付書（副本）

作成日令和3年2月10日

一般社団法人日本旅行業協会
会長殿
登録年月日平成15年5月26日
~~観光庁長官~~
東京都知事登録旅行業第2-999号
住所東京都港区虎ノ門赤坂5-5-6
社名赤坂霞が関トラベル株式会社
代表者名赤田公平

当社は、旅行業法、同法施行規則及び一般社団法人日本旅行業協会の弁済業務規約に基づき、下記の通り、弁済業務保証金分担金の納付を申請致します。

記

業務の範囲	取引額	今回納付する分担金	備考
第2種 旅行業	25,000 万円	220 万円	

当協会では、貴社の上記の申請を受理いたしますので、下記により納付願います。
なお、下記の期限までに納付のない場合は、受理の効力を失うことを念のため申し添えておきます。

記

1 納付金額：万円

2 納付期限：

3 振込先口座：

年 月 日 一般社団法人日本旅行業協会
会長

分担金収納確認欄

年 月 日
弁済業務管理役 印

（注）太線の枠内のみ記入してください。

弁済業務保証金分担金納付書の「取引額」欄の記入について

弁済業務保証金分担金納付書【第2種、第3種、地域限定旅行業の場合】

取引額報告書

2019年度分（2019年4月1日から2020年3月31日まで）

第六号様式（第九条の二関係）

受付印

経過印

観光庁長官
東京都知事

登録旅行業第2-999号

区分	取扱人員(人)	取引額(円)
自社の企画旅行に係る取引額（受託旅行業者及び自社に所属する旅行業者代理業者の取扱によるものを含む）	3,585	50,000,000
参加する旅行業者の募集をすることにより実施するもの	3,585	50,000,000
本邦内のみのもの		
上記以外	0	0
旅行者からの依頼によるもの	0	0
手配旅行に係る取引額（自社に所属する旅行業者代理業者の取扱によるものを含む）		200,000,000
旅行業法第二条第一項第八号及び第九号に係る取引額（自社に所属する旅行業者代理業者の取扱によるものを含む）		0
合 計	3,585	250,000,000

業務の範囲	取引額	今回納付する分担金	備考
第2種 旅行業	00000000 万円	000000 万円	
又は 第3種 旅行業			
又は 地域限定 旅行業			

取引額欄：最新の取引額報告書により報告した合計の取引額
今回納付する分担金：取引額に対応する弁済業務規約別表第1による金額

弁済業務保証金分担金納付書【第1種旅行業の場合】

取引額報告書

2019年度分（2019年4月1日から2020年3月31日まで）

第六号様式（第九条の二関係）

受付印

経過印

観光庁長官
知事

登録旅行業第9999号

区分	取扱人員(人)	取引額(円)
自社の企画旅行に係る取引額（受託旅行業者及び自社に所属する旅行業者代理業者の取扱によるものを含む）	1,650	385,000,000
参加する旅行業者の募集をすることにより実施するもの	450	25,000,000
本邦内のみのもの		
上記以外	1,200	360,000,000
旅行者からの依頼によるもの		0
手配旅行に係る取引額（自社に所属する旅行業者代理業者の取扱によるものを含む）		0
旅行業法第二条第一項第八号及び第九号に係る取引額（自社に所属する旅行業者代理業者の取扱によるものを含む）		0
合 計	1,650	765,000,000

業務の範囲	取引額	今回納付する分担金	備考
第1種 旅行業	00000000 万円	000000 万円	上乗・海外旅行・企画・海外旅行代理店

取引額欄：最新の取引額報告書により報告した合計の取引額と海外募集型企画旅行の取引額
今回納付する分担金：取引額に対応する弁済業務規約別表第1、同別表第2による金額の合算額

弁済業務規約より

別表第1〔第5条関係〕

前事業年度における旅行業務に関する旅行者との取引の額（旅行規則第6条の2第1に掲げる場合にあつては、同条第2に掲げる額）	弁済業務保証金分担金の額				
	第1種旅行業の登録を受けた保証社員	第2種旅行業の登録を受けた保証社員	第3種旅行業の登録を受けた保証社員	地域限定旅行業の登録を受けた保証社員	
400万円未満	1,400万円	220万円	60万円	3万円	
400万円以上 5000万円未満	1,400万円	220万円	60万円	20万円	
5000万円以上 2億円未満	1,400万円	220万円	60万円	60万円	
2億円以上 4億円未満	1,400万円	220万円	90万円	90万円	
4億円以上 7億円未満	1,400万円	220万円	150万円	150万円	
7億円以上 10億円未満	1,400万円	260万円	180万円	180万円	
10億円以上 15億円未満	1,400万円	280万円	200万円	200万円	
15億円以上 20億円未満	1,400万円	300万円	220万円	220万円	
20億円以上 30億円未満	1,400万円	320万円	240万円	240万円	
30億円以上 40億円未満	1,400万円	360万円	260万円	260万円	
40億円以上 50億円未満	1,400万円	380万円	280万円	280万円	
50億円以上 60億円未満	1,400万円	460万円	320万円	320万円	
60億円以上 70億円未満	1,400万円	540万円	380万円	380万円	
70億円以上 80億円未満	1,600万円	600万円	440万円	440万円	
80億円以上 150億円未満	2,000万円	760万円	540万円	540万円	
150億円以上 300億円未満	2,400万円	920万円	640万円	640万円	
300億円以上 500億円未満	2,600万円	960万円	680万円	680万円	
500億円以上 700億円未満	2,800万円	1,060万円	760万円	760万円	
700億円以上 1,000億円未満	3,000万円	1,100万円	800万円	800万円	
1,000億円以上 1,500億円未満	3,200万円	1,200万円	860万円	860万円	
1,500億円以上 2,000億円未満	3,600万円	1,320万円	940万円	940万円	
2,000億円以上 3,000億円未満	4,000万円	1,520万円	1,080万円	1,080万円	
3,000億円以上 4,000億円未満	5,000万円	1,840万円	1,320万円	1,320万円	
4,000億円以上 5,000億円未満	6,000万円	2,200万円	1,580万円	1,580万円	
5,000億円以上 1兆円未満	7,000万円	2,600万円	1,860万円	1,860万円	
1兆円以上 2兆円未満	9,000万円	3,400万円	2,400万円	2,400万円	
2兆円以上 1兆円につき	2,000万円	600万円	500万円	500万円	

別表第2（第5条関係）

前事業年度における旅行業務に関する旅行者との取引の額（施行規則第6条の2第1項に掲げる場合にあつては、同条第2項に掲げる額）のうち、本邦外の企画旅行（参加する旅行者の募集をすることにより実施するものに限る。）に係るもの	弁済業務保証金分担金の額
8億円未満	0円
8億円 以上 9億円 "	180万円
9億円 " 15億円 "	220万円
15億円 " 35億円 "	260万円
35億円 " 55億円 "	300万円
55億円 " 75億円 "	320万円
75億円 " 110億円 "	340万円
110億円 " 160億円 "	360万円
160億円 " 220億円 "	400万円
220億円 " 330億円 "	440万円
330億円 " 440億円 "	560万円
440億円 " 550億円 "	680万円
550億円 " 1000億円 "	780万円
1000億円 " 2100億円 "	1000万円
2100億円 以上 1000億円につき	220万円